

施工者・設置業者用

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム

LED 照明器具

登録手順書～手入力シート編～

Ver2.0

2022年 10月

目次等

			操作権限等	
頁	内容		工事 ID	設置業者 ID
7	1-1	手入力シートを入手する	○	○
10	1-2	手入力シートに設置情報を入力する	○	○
12	1-3	設置情報をシステムに仮登録する	○	○
16	入力事例 ①	設置する場合の入力	○	○
17	入力事例 ②	撤去・修理・ランプ交換する場合の入力	○	○
19	3-1	システム利用規約	○	○
25	3-2	システム利用申請書	○	—

0-1

用語の定義

本マニュアルに記載している用語について説明します。

本マニュアルで使われている用語について説明いたします。

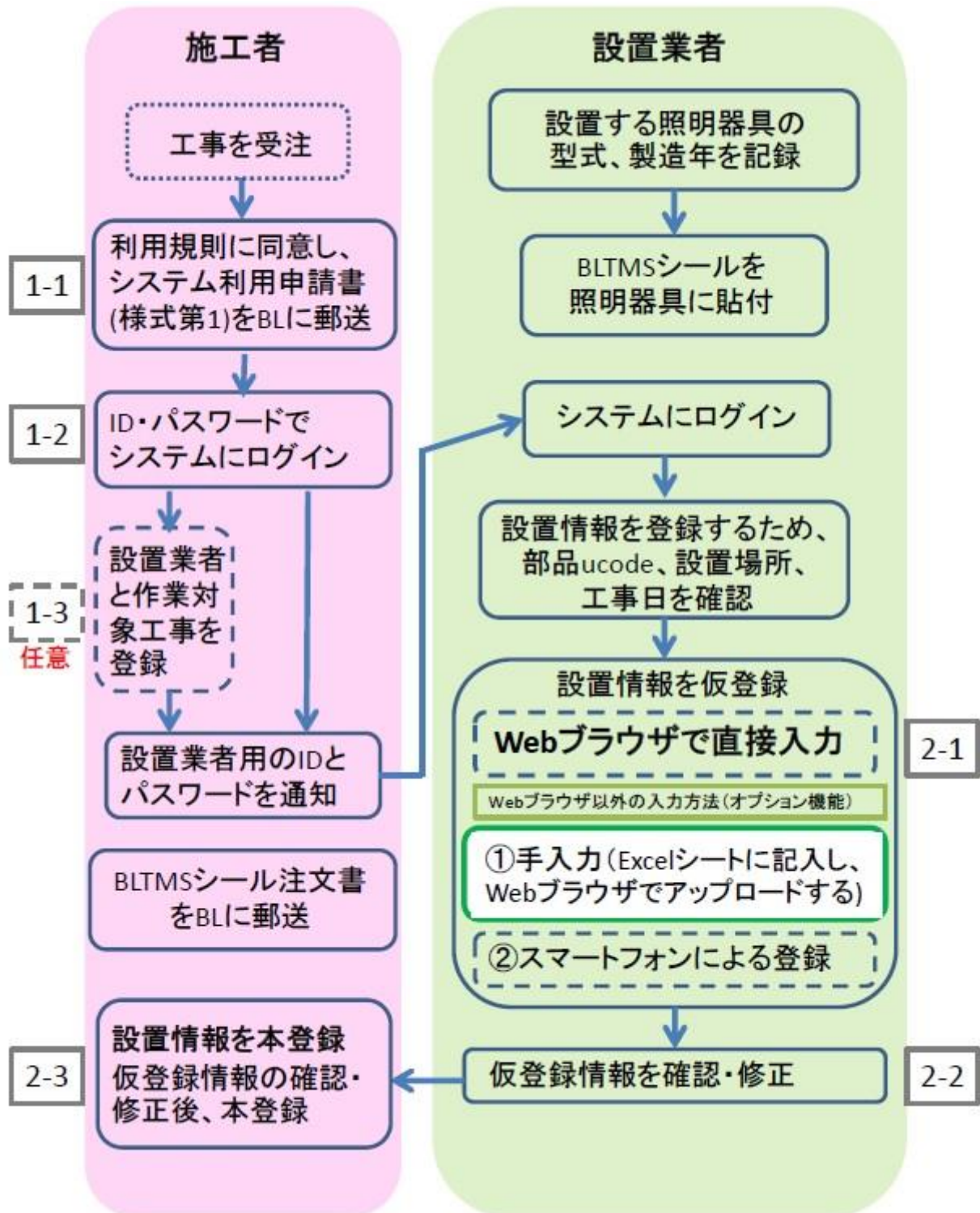
	用語	説明
0	本システム	正式名称は、「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」といいます。このシステムは、利用者が住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ情報管理をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムです。
1	工事等ID	ユーザを識別するために用いられる固有の番号です。施工者が使うものは、「工事ID」、設置業者が使うものは、「設置業者用ID」といいます。これらを総称して、「工事等ID」としています。
2	仮パスワード	初回だけ、システムにログインするために用いるパスワードです。このパスワードはシステムがランダムに生成します。
3	パスワード	システムにログインする際に用いるパスワードです。仮パスワードでログインした後に、施工者等が自由に設定できます。パスワードの文字数は8文字以上となります。数字、アルファベット、記号を2種類以上組み合わせる設定が必要です。
4	施工者	住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者のことです。
5	設置業者	施工者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者のことです。施工者自らが設置業者として作業を行うこともできます。
6	部品 ucode	製品を特定するために利用している個体識別番号で、32桁16進法の番号です。BL証紙には、その番号の下8桁の数字を表記しており、本マニュアルではこの8桁の数字のことを部品 ucode とします。

※ 上記のほか、「システム利用規約」(p.19参照)による。

0-2

当マニュアルの
位置づけ

施工者及び設置業者の大きな作業の流れの中の当マニュアルの位置づけを示します。



パソコンやソフトウェア等の動作環境

2022年10月時点の確認状況です。

	推奨動作環境
パソコンのOS	Windows 10, 11 MacOS
表計算ソフト	Microsoft Excel
Webブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Firefox Safari

本システムに登録する製品は、次のBL-TMSシールが貼付されるLED照明器具です。



第1章

設置情報の登録

手入力シートを使った登録方法を説明します。

■本章の内容

1-1 手入力シートを入手する	7
1-2 手入力シートに設置情報を入力する	10
1-3 設置情報をシステムに仮登録する	12

1-1

手入力シートを
入手する

手入力シートを入手する方法を説明
します。

1 ブラウザを開いて、システムにログイン
します。

① 下記 URL にアクセスします。
<https://www.bltns.jp/>

システムのログイン画面

ユーザ ID と仮パスワード（初回
のみ）を入力した後、ログインボ
タンをクリックします。
2回目以降のログインは、再設
定したパスワードを使用しま
す。

設置業者は、ログ
イン用の ID およ
びパスワードを、
施工者から入手
してください。

パスワードの再設定画面【初回のみ】

新しいパスワ
ードを入力し
た後、再設定ボ
タンをクリッ
クします。

システムにログインするためのパスワードを
設定します。今後、ここで設定したパスワー
ドを利用することになりますので、控えてお
いてください。

2 「手入力シートのダウンロード」を選択する。

- ① 「手入力シートのダウンロード」をクリックします。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム 羽生工務店株式会社 (ID: 001000) -

機能メニュー

お知らせ

アカウント

パスワード変更

ログイン履歴

ユーザ情報の一覧・編集

ユーザ情報確認

設置情報

手入力シートのダウンロード

設置情報の仮登録作業

設置情報の閲覧・確認

3 手入力シートをダウンロードする。

- ① 手入力シートは、工事を行う団地別にダウンロードすることができます。工事対象団地の右端の「LED 照明器具」ボタンをクリックします。

手入力シートのダウンロード [メニュー画面に戻る](#)

作業対象団地選択

作業対象検索

団地名称

住所

検索

団地名称や住所を入力し、検索ボタンをクリックすると、工事対象団地のリストを絞り込むことができます。

住警器用の団地情報なしの手入力シートをダウンロード LED照明器具用の団地情報なしの手入力シートをダウンロード

(1-2/2) 1ページに: 25 50 100

工事対象	住所	登録状態	工事件名	施工者	工事期間	ダウンロード
						LED照明器具
						LED照明器具

工事対象団地の右端にある「LED 照明器具」ボタンをクリックするとその団地用の LED 照明器具用の手入力シートをダウンロードすることができます。

- ② 手入力シートは、「sheet_led_installation.xlsx」というファイル名でダウンロードされます。所有者名から設置業者名までの必要な情報が入力されたものがダウンロードされますので、赤枠で囲った情報は変更しないでください。

手入力シート(照明器具用)

所有者名				工事件名			
団地名							
都道府県							
施工者名(元請け)							
設置業者名							

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	設置場所 階数	施工種別	工事日 (設置日) (西暦年/月/日)	製造業者	型式・型番	製造年 (西暦)	備考
00000000	0000012	3	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。
00000000	屋外	10-123	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。

施工種別
設置
撤去
修理
ランプ交換
BT交換

- ③ 手入力シートのファイル名は、自由に変更することができます。団地ごとに手入力シートをダウンロードする必要がありますので、手入力シートのファイル名に団地名を含めることをお勧めします。

1-2

手入力シートに設置
情報を入力する

設置業者（又は施工者）が手入力シートに設置情報を入力する方法を説明します。

1 設置情報を手入力シートに入力します。

- ① 必ず「1-1 手入力シートを入手する」で入手した手入力シートを使ってください。（自分でファイルを作らない）
- ② 「部品 ucode」は、半角数字で入力します。
- ③ 「街区・号棟」「設置場所階数」は、英数字やハイフンの場合は半角で入力します。
- ④ 「施工種別」は、プルダウンメニューから選択します。
- ⑤ 「工事日」は、半角で工事日を入力します。（例：2017/02/25）
- ⑥ 「製造業者」と「型式・型番」はプルダウンメニューから選択するか、選択にない場合は新しいものを入力します。
- ⑦ 製造年は半角で西暦 4 桁を入力します。
- ⑧ 備考欄は何か特記事項があれば入力します。

② 部品ucode (8桁の数字)	③ 街区・号棟	④ 設置場所 階数	⑤ 施工種別	⑥ 工事日 (設置日) (西暦年/月/日)	⑦ 製造業者	⑧ 型式・型番	製造年 (西暦)	備考
00000000	0000012	3	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。
00000000	屋外	10-123	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。

「部品 ucode」には、何の数字を入力すればいいの？

LED 照明器具に貼付したトレーサビリティシールに表示されている 8 桁の数字を入力して下さい。



手入力シートは、工事日毎に別ファイルにした方がいいの？

手入力シート上部の「所有者名」、「団地名」、「都道府県」、「施工者名（元請け）」「設置業者名」「工事件名」部分の情報が変わらなければ、工事日毎にエクセルのファイルを作成する必要はありません。行を追加し、設置情報を入力してください。手入力シート上部の情報が変わる場合には、改めて手入力シートを入手してください。

手入力シート 入力例

手入力シート(照明器具用)

所有者名			
団地名			
都道府県			
施工者名(元請け)	工事件名		
設置業者名			

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	設置場所 階数	施工種別	工事日 (設置日) (西暦年/月/日)	製造業者	型式・型番	製造年 (西暦)	備考
00000000	0000012	3	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。
00000000	屋外	10-123	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。

この部分の情報が
変わらなければ

行を追加し、設置情報を入力し
てください。

手入力シートについては、一つの Excel ファイルには 一つの団地の登録情報しか登録することができません。シートを追加して別団地の情報を登録しようとしても、最初のシートのデータしか登録することができませんのでご注意ください。

1-3

設置情報をシステムに仮登録する

設置業者(又は施工者)が手入力シート上のデータをシステムにアップロードする方法を説明します。

1 ブラウザを開き、システムにログインします。

- ① 下記の URL にアクセスします。
<https://www.bltns.jp/>
- ② 工事等 ID、パスワードを入力します。
- ③ 「ログイン」 ボタンをクリックします。

システムのログイン画面

2 手入力シートをアップロードする。

- ① 「設置情報の仮登録作業」のボタンをクリックします。

3 アップロードする手入力シートの 工事対象団地を選択する。

- ① 対象となる団地の右端の「LED 照明器具」ボタンをクリックします。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム

設置情報の仮登録 メニュー画面に戻る

作業対象団地選択

作業対象検索

団地名称

住所

検索

(1-2/2) 1ページに: 25 50 100

工事対象	住所	登録状態	工事件名	施工者	工事期間	作業
						LED照明器具
						LED照明器具

(1-2/2) 1ページに: 25 50 100

4 手入力シートをシステムにアップ ロードする準備をする。

- ① 「手入力シートのアップロード」ボタンをクリックする。

設置情報の仮登録

所有者

名称

住所

工事件名

工事期間

施工者

登録状態 仮登録

メニュー

① 手入力シートのアップロード

仮登録設置情報の確認・追加・修正

工事選択に戻る

- ② 「ファイル選択」ボタンをクリックします。

- ③ アップロードするファイルを選択し終えたら、「確認」ボタンをクリックします。

手入力シートのアップロード

手入力シートを設定してください。

ファイル選択

ファイル選択

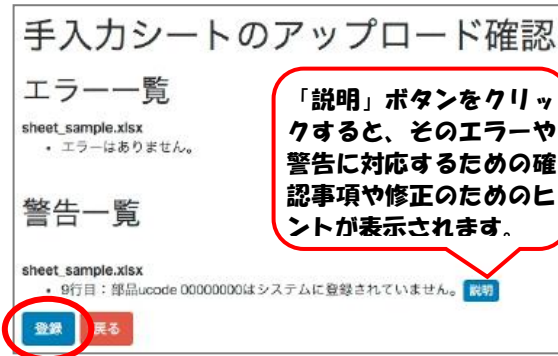
② ファイル選択 選択されていません

③ 確認

複数のファイルを同時にアップロードすることができます。

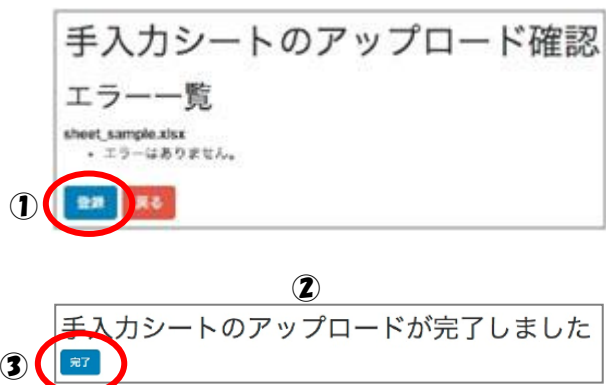
5 テータの確認を行います。

- ① エラーと警告の一覧が表示されます。
- ② エラーの場合は、手入力シートのデータを仮登録情報としてアップロードすることはできませんが、警告のみであれば「登録」ボタンが表示されます。



6 手入力シートをアップロードし、仮登録します。

- ① 「登録」ボタンをクリックします。
- ② 手入力シートのアップロード完了画面が表示されます。
※登録しない場合は、「戻る」ボタンをクリックします。
- ③ 「完了」ボタンをクリックします。



第2章

入力事例①、②

新規に LED 照明器具を設置する場合の入力方法等を説明します。

■本章の内容

- ① 設置を行う場合の入力・・・・・・・・・・ 16
- ② 撤去・修理・ランプ交換する場合の入力・・・・・・ 17

1

設置する場合の入力

LED 照明器具を新たに設置する場合の入力方法を説明します。

1

手入力シートに必要な情報を入力する。

- ① 手入力シートをダウンロードし、施工種別「設置」として、各カラムに情報を入力してください。
- ② データの入力が終わったら、ブラウザを開いて、システムにアップロードしてください。

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	設置場所 階数	施工種別	工事日 (設置日) (西暦年/月/日)	製造業者	型式・型番	製造年 (西暦)	備考
00000000	0000012	3	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。
00000000	屋外	10-123	設置	2020/06/01			2019	入力例。削除すること。

新たに設置した機器の「部品 ucode」を入力します。

新たに設置した機器は、「設置」を選択します。

2

撤去・修理・ランプ交換する場合の入力

設置されているLED照明器具を撤去・修理・ランプ交換する場合の入力方法を説明します。

1 手入力シートに必要な情報を入力する。

- ① 手入力シートをダウンロードし、下記の通りに入力します。
- ② データの入力が終わったら、ブラウザを開いて、システムにアップロードしてください。

部品ucode (8桁の数字)	街区・号棟	設置場所 階数	施工種別	工事日 (設置日) (西暦年/月/日)	製造業者	型式・型番	製造年 (西暦)	備考
	0000012	3	修理	2020/06/01				
	屋外	10-123	ランプ交換	2020/06/01				

施工種別は「撤去」「修理」「ランプ交換」のいずれかを選び、「工事日」と、作業対象のLED照明器具の「部品ucode」「街区・号棟」「設置場所階数」「製造業者」「型式・型番」「製造年」を入力してください。

第3章

システム利用規約

システムを利用する施工者および設置業者は、システム利用規約に同意することが必要です。

システム利用申請書は、システム利用規約に同意した上で、施工者がベターリビングに申請する必要があります。

■本章の内容

3-1 システム利用規約	19
3-2 システム利用申請書	25

3-1

システム利用
規約住宅部品トレーサビリティ情報管理
システム利用規約をご確認ください。

(目的)

第1条

この利用規則は、一般財団法人ベターリビング（以下、当財団という。）がトレーサビリティ情報の管理を行うことができる優良住宅部品として認定した住宅部品に関する情報を管理するために当財団が提供する住宅部品トレーサビリティ情報管理システム（以下、本システムという。）を、当財団が許可した者（以下、利用者という。）が無償で利用することに関して必要な事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条

この利用規則において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によるものとします。

1. 「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム」とは、住宅管理者が、自らの住宅に設置された住宅部品のトレーサビリティ管理情報をインターネットを利用して、効率的に管理するために必要な機能を有する情報システムをいいます。
2. 「利用者」とは、住宅管理者、施工者、設置業者、製造メーカ又はシステム管理者をいい、それぞれの利用者は、次の者をいいます。
 - (1) 住宅管理者：住宅を所有する者、または住宅の管理責任を有する者。住宅の管理を委託された者を含む
 - (2) 施工者：住宅管理者からの住宅部品の設置、交換等を元請として請け負った工事業者
 - (3) 設置業者：施工者からの発注等により、住宅部品の設置、交換等の工事を行う者
 - (4) 製造メーカ：住宅部品を製造し、優良住宅部品として当財団の認定を受け、個品識別 ID が表示された、当財団が頒布する証紙を貼付して製品を出荷する者
 - (5) システム管理者：利用者への ID 等の発行及び本システムの保守等を行う、当財団及び当財団が委託した第三者
3. 「トレーサビリティ管理情報」とは、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報をいい、それぞれの情報は次によります。
 - (1) 住宅情報：住宅の所在地。住所のほか、団地の場合は団地名、号棟、号室など
 - (2) 製品情報：製造メーカ名及び製品を個別に識別する番号など
 - (3) 工事情報：住宅管理者が発注、委託等を行う、住宅部品の設置、取り外し、廃棄等の工事に関する、工事名、工事期間、施工者名など
 - (4) 設置情報：住宅部品の工事が行われた住宅の所在地と、設置・廃棄等された住宅部品の個品識別情報、設置した施工者、設置した時期など

(本システムの利用)

第3条

1. 利用者は、本利用規則に同意した場合に限り、本システムを利用できるものとします。
2. 利用者は、当財団に対し、本システムの利用について、何らの権利や法的利益を有するものではないことを確認するとともに、名目の如何を問わず、一切の請求、異議申立てをしないものとします。

(情報の閲覧等)

第4条

利用者の種類に応じた情報の登録、閲覧及び編集の範囲は次のとおりとします。

- (1) 住宅管理責任者は、自らの住宅に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (2) 施工者は、工事等を請け負った工事について、工事期間又は工事期間に加えて該工事の発注等を行った住宅管理責任者が定める期間のみ、住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (3) 設置業者は、施工者から指定された工事に係る住宅情報、製品情報、工事情報又は設置情報を施工者から指定された工事期間中登録ができるものとします。
- (4) 製造メーカーは、自らの製品情報の登録、閲覧及び編集ができるものとします。
- (5) システム管理者は、本システムで取り扱う全ての情報を登録、閲覧及び編集ができるものとします。

(利用規則の変更)

第5条

1. 当財団は、この利用規則を予告なく変更することがあります。この場合には、全ての提供条件は変更後の利用規則によります。
2. 当財団は、この利用規則を変更するときは、本システムのトップページ、その他当財団が定める方法により通知します。

(利用終了後の措置)

第6条

1. 当財団は、利用者が本システムの利用の終了を通知したとき、又は、予め指定された期間が設定されている場合の当該期限を経過したときは、関係ログインID及びパスワードではログインできない措置を講ずるものとします。
2. 利用者は、前項の状態となっている場合においても、当財団が指定する方法かつ期間の間に限り、当該利用者に係る保管情報の提供を受けることができるものとします。
3. 前項による場合にかかる料金は、当財団の定めによるものとします。

(本システムの提供にかかる責務)**第7条**

1. 当財団は、利用者によって登録された情報の正確性について、一切の責任を負わないものとします。
2. 本システムの利用ができなくなった場合、保管情報が消失、毀損又は破壊された場合その他本システムの運営・管理に何らかの支障が生じた場合、当財団は、当財団の故意又は重過失による場合を除き、利用者に対し、名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

(利用のための機器等の準備)**第8条**

利用者は、本システムを利用するにあたり、次の事項を準備し、維持するものとします。

- (1) インターネットへの接続環境
- (2) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア等、環境要件
- (3) 当財団からの通知等を受信することが可能な、電子メールのアドレス

(アカウントの発行及び管理)**第9条**

1. 当財団は、本システムを利用するためのログイン ID 及び初期パスワードを利用者に発行するものとします。ただし、以下の利用者にあつては、それぞれ次に定める方法により発行を受けるものとします。
 - (1) 施工者は、当財団が別に定める申請書に必要事項を記入押印の上、住宅管理者から本システムを利用する工事を受注したことが確認できる資料の写しを添えて、当財団に書面をもって提出するものとします。
 - (2) 施工者は、当該工事に係る情報を登録する設置業者のログイン ID 及び初期パスワードを発行できるものとします。
2. 利用者は、初期パスワードでのログイン後、当財団に連絡することなく、本システム上でパスワードを変更することができるものとします。
3. 利用者は、発行されたログイン ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。
4. 利用者は、ログイン ID 及びパスワードが窃用その他不正使用され又はその可能性があることが判明したときは、直ちに当財団にその旨を連絡するとともに、当財団から指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 施工者は、設置業者に対し本システムの利用規則を順守させるものとします。また、設置業者が本システムを利用するにあたり本利用規則の禁止事項を行った場合は、設置業者だけではなく、施工者もその行為を行ったとみなします。

(本システムへのログイン)**第 10 条**

本システムの利用にあたっては、前条第 1 項及び第 2 項で発行されたログイン ID 及びパスワードを使用するものとします。

(本システムの利用方法)**第 11 条**

利用者は、当財団が別に定める、本システムへの情報の登録、閲覧及び編集等の方法に従い、本システムを利用するものとします。

(本システムの著作権等)**第 12 条**

利用者は、当財団が本システムの提供において用いるソフトウェア、ホームページ、操作説明書等に係る著作権等に関して、明示的に定められているものを除き、当財団、業務委託を行った者及びそれらにライセンスを提供する第三者が保有していることを了解するものとします。

(禁止事項)**第 13 条**

利用者は、次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規則に反すること
- (2) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本システムを利用すること
- (3) 当財団の信用を毀損するおそれがある態様で本システムを利用すること
- (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、もしくは本システムに関連して使用し、又は第三者に提供すること
- (5) 住宅部品のトレーサビリティ管理に使用する情報以外の情報を登録すること
- (6) 本システムを他の利用者の利用に対し支障を与える態様において利用すること
- (7) その他当財団が不適切と判断すること

(本システムの利用の制限)**第 14 条**

1. 当財団は、利用者が次の各号の一に該当するとき、本システムの利用を制限することができる（閲覧は可能とするが、すでにある登録を抹消したり、もしくは今後登録させなかったりする、ログインできないようにする、ID を無効化する、その他当財団が任意にとる措置を含む）ものとします。

- (1) 本利用規則に反するおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 前条の定めに違反したとき

2. 当財団は、前項の利用の制限を行うときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(システム利用の中止)**第 15 条**

当財団は、利用者が以下の各号の一に該当することが判明した場合は、何らの催告を要せず、本システムを利用できない措置をとることができるものとします。

- (1) 第 13 条の定めに違反したとき
- (2) 暴力的な要求行為
- (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (6) その他 (2) ないし (5) に準ずる行為
- (7) 利用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 利用者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が利用者の属する組織の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 利用者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(システム提供の停止)**第 16 条**

1. 当財団は、次の各号に掲げるときは、本システムの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ないとき
 - (3) 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の不可抗力により本システムの利用が提供できなくなったとき
 - (4) インターネット接続業者や第一種通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等により本システムの利用の提供が困難になったとき
 - (5) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセス等のインターネット上での攻撃等により本システムの利用の提供が困難になったとき
 - (6) その他当財団が必要と判断したとき
2. 当財団は、本システムの利用を提供する設備等に障害が発生し正常な利用ができない場合は、障害の直近にバックアップされた情報に遡って再開するものとします。
3. 当財団は、第 1 項に基づき本サービスの提供を停止するときは、事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（個人情報の取扱）

第 17 条

1. 当財団は、個人情報保護法に準拠し、当財団の個人情報保護方針（http://www.cbl.or.jp/privacy_policy.html）に基づき、個人情報を適切に取り扱うこととします。
2. 当財団は、次に示す利用目的以外に利用者の個人情報を利用しないものとします。ただし、これ以外の利用目的について、利用者の同意を得た場合はこの限りではありません。
 - (1) ログイン ID 及び初期パスワードの発行等に係る事務
 - (2) 利用者の本人確認に必要な事務
 - (3) 情報の登録、閲覧及び集計の結果の確認、通知等に係る事務
 - (4) 登録された住宅部品に不具合等が発生した場合の通知に係る事務
 - (5) 本システムの利用に関する問い合わせ等に係る事務
3. 当財団は次のいずれかに該当する場合を除き、利用者から取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。
 - (1) 法令に基づく請求があったとき
 - (2) 利用者の同意があるとき
 - (3) その他正当な理由があるとき

（登録情報の扱い）

第 18 条

当財団は、登録された情報をサービスレベルの向上及び個別の属性情報が特定されない状態での統計処理を目的とした範囲内で活用させて頂く場合があります。

2016 年 月 日制定 一般財団法人ベターリビング

3-2

システム利用
申請書

住宅部品トレーサビリティ情報管理システムを利用するためには、システム利用申請書をベターリビングに提出する必要があります。

住宅部品トレーサビリティ情報管理システム
システム利用申請書

新規 ・ ID再利用:
(再利用IDを記入)

申請日 令和 年 月 日

一般財団法人 ベターリビング
理事長 眞鍋 純 様

(申請者※1)

住所

会社名

代表者名

(印)

一般財団法人ベターリビングの定める「住宅部品トレーサビリティ情報管理システム利用規則」に同意し、以下の内容で、システムの利用を申請します。

この申請書に記載の事項は事実と相違ありません。

1. システム利用者登録情報 (ID再利用は記載不要ですが変更箇所は記載ください)

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	(E-mailアドレス)※2

2. 工事情報

発注者名	
工事件名	
対象団地名	住宅用火災警報器
	LED照明器具
工事期間 ※5	年 月 日 ~ 年 月 日

- ※1 申請者は工事の元請け事業者であることが必要です。(工事請負契約書の1枚目の写し等)を添付してください。
- ※2 システム利用のために発行されるログインIDは、このアドレス宛にE-mailでお送りします。
- ※3 パスワードは半角の英数字と記号が利用出来ます。(0~9, a~z, A~Z, !"#%&'()*+,-./:;<=>?@[`~{|}~)"
- 英字、数字、記号のうち2種類以上を混ぜたものを使って下さい。
- ※4 仮パスワードでログイン可能なIDを通知します。
- ※5 システムの利用期限は、工期末日から60日間です。その他の利用期間を希望する場合は、発注者にご相談ください。利用期限はログイン後に確認できます。

3. 設置業者用利用者情報登録

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

(会社名・所属・役職)	(責任者氏名)
(郵便番号) (住所)	
(電話番号)	

本書の送付先：〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6F。
 一般財団法人ベターリビング 住宅部品企画部 保険・表示課 トレーサビリティ係。
 お問い合わせ：TEL 03-5211-0998 E-mail 住警器：bltms@cbl.or.jp、LED照明：bltms-light@cbl.or.jp。

住宅部品トレーサビリティ管理システム
LED 照明器具
登録手順書～手入力シート編～ver2.0

発行：一般財団法人ベターリビング
問合せ先：住宅部品企画部 トレーサビリティ係
電話：03-5211-0998

お電話受付時間：9：30～18：00
(土、日、祝日、夏季休暇、年末年始を除く)

E-mail：bltms-light@cbl.or.jp

2022.10 更新
無断複写・転載を禁ずる